

第1号様式（第3条関係）

（表）  
非常用給水栓設置申込書

年 月 日

大府市水道事業  
大府市長 殿

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

受水槽式給水における非常用給水栓の取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次の非常用給水栓を設置することを申し込みます。なお、裏面に掲げる事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことに同意します。

設置場所
住所
建築物の名称
設置位置
<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
非常用給水栓（どのようなものを設置する予定かお書きください。）
災害時以外の使用の防止方法（どのように行う予定かお書きください。）
受水槽情報
受水槽の有効容量      m <sup>3</sup>
建築物の住民数      約      人
耐震化の措置
受水槽 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
受水槽までの給水管 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない

※ 設置場所の位置図（S=1/10,000、1/2,500）を添えること

裏  
非常用給水栓の設置及び管理に係る遵守事項

- 1 災害時において速やかに非常用給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう適切に管理すること。
- 2 要綱第4条各号に適合する状態を維持すること。
- 3 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、改めて要綱第3条で規定する申込みをし、要綱第6条第1項に規定する写真を提出し、市長の確認を受けること。
- 4 市長が受水槽周辺に立ち入って行う非常用給水栓に関する管理状況の確認を拒まないこと。
- 5 災害時に配水管が断水し、大府市水道事業から水道水が供給されないとき、かつ、電力の供給が停止され受水槽の動力ポンプが作動しないときにのみ非常用給水栓を使用すること。
- 6 配水管の断水が解消され、水の供給が開始されたときは、非常用給水栓の使用を中止すること。
- 7 非常用給水栓を使用したときは、要綱第8条第2項及び第3項の規定に従い、非常用給水栓使用届（第3号様式）を市長に提出すること。
- 8 非常用給水栓を撤去したときは、速やかに要綱第9条に規定する非常用給水栓廃止届（第4号様式）を市長に提出すること。
- 9 要綱第4条各号の規定に違反した場合、要綱第6条第1項に規定する写真を提出しなかった場合又は災害時以外の使用があったと市長が認めた場合は、市長の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。

以上